

1 事業実施内容

(1) 総括

つがる三和会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行った。

① 第一種社会福祉事業

- ・ 特別養護老人ホームの経営
- ・ 障害者支援施設の経営
- ・ 軽費老人ホームの経営

② 第二種社会福祉事業

- ・ 老人デイサービス事業の経営
- ・ 老人短期入所事業の経営
- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 老人居宅介護等事業の経営
- ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- ・ 老人介護支援センターの経営

③ 社会福祉法第26条の規定による事業

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 有料老人ホーム

(2) 定款変更

平成28年3月31日に社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、社会福祉法人制度改革の実施に伴い、経営組織の見直しなど、改正法に沿って定款の変更を行った。

法改正の概要については、次のとおりである。

定款の主な変更内容は、平成29年4月1日から評議員等に関する改正法が施行された。

評議員会は、理事会に換わって、これまでの諮問機関から議決機関と位置付けられ、法人運営に係る重要事項について審議する機関となり、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができること

になります。

これに対して、理事会は、業務執行の決定機関と位置付けられ、社会福祉法人の業務執行の決定、理事長及び理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職であります。

これまで評議員会は、法律上、設置は任意で、また、諮問機関と位置付けられていましたが、法改正により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられ、評議員会に役員を選任・解任や定款変更等、法人の基本的事項について決議する権限を与え、これを通じて理事等を牽制監督する役割を担うことになり、評議員会がこれまで理事会の下に位置付けられていたものが、今度は逆転し、評議員会が理事会の上に位置付けられます。

また、改正社会福祉法では、これまでのような評議員を理事会で選任することができなくなりました。

よって、国で示した定款例にある「評議員選任・解任委員会」を設置し、新評議員を選任しました。

さらに、今回の法改正によって、役員損害賠償責任に関する規定が設けられました。

このことから、理事、監事、評議員は、社会福祉法人に対して、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負うことになります。

このことに関しては、当法人において、改正社会福祉法に対応した社会福祉法人役員損害賠償責任補償保険に加入しました。

(3) リフレッシュ運動の実施

職員の健康保持増進及び業務能率と利用者サービスの向上を図るとともに、労働時間を短縮し、職員のゆとりと活力ある生活の実現に資するため、平成22年8月1日からリフレッシュ運動を実施している。

- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 会議の効率的運営
- ・ 事務事業の簡素・効率化の推進
- ・ 執務環境の整備
- ・ 年次休暇の計画的使用の促進

(4) キャリアパス導入への取り組み

① 導入の目的

介護職員が将来展望を持って、現在の職場で働き続けられるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるキャリアパスに関する仕組みを、介護の職場へ導入・普及を図ることにより、長期的な人材の

確保・定着を推進する。

また、介護報酬改定を踏まえた介護職員に対する適切な処遇改善を推進する。

② 要件等整備

要件等整備の指針となる「キャリアパスに関する要件等整備要綱」を策定し、この要綱に沿って、新たに級別資格基準表、昇格基準表の整備及び職務手当、資格手当等の支給について規定するなど給与規程の改正を行い、平成23年4月1日からキャリアパスを導入している。

(5) 規則・規程の一部改正等

① 準職員就業規則の廃止

近年、介護ニーズが増大するなかにおいて、人材確保が非常に厳しい状況にあり、長期的にこれら介護人材の安定的確保及び定着を図り、また、平成27年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充されたことを踏まえ、介護職員に対する適切な処遇改善を推進する観点から、これまで少しずつではありますが、準職員の手当や賞与を見直ししてきた経緯があるものの、なお正規職員と準職員を比較すると格段の差が生じていた。

このことから、準職員制度を廃止し、準職員の正規職員への転換を図るため、準職員就業規則を廃止したものである。

正規職員雇用のメリットとして、求人への安定した応募が見込まれ、長期にわたる安定した雇用の下において、人材が有する能力を十分に発揮することが大いに期待できる。

なお、準職員就業規則の廃止に伴い、4月1日付けで、給与規程第10条第1項別表1基本給月額表の同等級同号給（正規職員給与）へスライドさせた。

② 就業規則の一部改正

社会福祉施設職員等退職手当共済法が平成28年4月1日に改正されることに伴って、これまで退職手当の公的助成対象である「社会福祉施設等」として取り扱われていた障害者総合支援法等に関する施設、当法人では障害者支援施設三和の里がこれに該当し、この障害者総合支援法等に関する施設が、公的助成対象外である「特定介護保険施設等」に位置付けられることから、平成28年4月1日以降に障害者支援施設三和の里に採用となる職員については、退職手当共済に加入しないこととするた

め、所要の改正を行った。

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が平成 29 年 1 月 1 日に改正されることに伴って、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、防止措置を講じることが義務付けられることから、関係規定について所要の改正を行った。

始業・就業・休憩時間を規定している第 35 条の別表について、業務の見直しを実施した結果、勤務時間及び休憩時間の変更が必要になったことから、所要の改正を行った。

また、準職員就業規則の廃止に伴い、所要の改正を行った。

③ 給与規程の一部改正

準職員就業規則の廃止に伴い、所要の改正を行った。

④ 特定個人情報取扱規程の一部改正

準職員就業規則の廃止に伴い、所要の改正を行った。

⑤ 育児・介護休業規程の一部改正

就業規則の一部改正と同じく、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が平成 29 年 1 月 1 日に改正されることに伴って、介護離職を防止し、仕事と育児・介護の両立を可能にするための制度の整備が必要となったものである。

有期契約労働者の育児休業の取得促進や妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の防止、介護が必要な家族を抱える労働者が介護サービス等を十分に活用できるようにするため、介護休業や柔軟な働き方の制度を様々に組み合わせて対応できるよう、その改正の内容に合わせて、育児・介護休業規程について所要の改正を行った。

また、育児・休業規程の改正に伴って、育児・介護休業等に関する労使協定を新たに締結し、さらに育児・介護休業者職場復帰プログラム基本計画を全部改正した。

⑥ 経理規程の一部改正

今回の改正は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）の施行に伴い、所要の改正を行ったものである。

改正前の経理規程は、平成 23 年 7 月に、新たに国が制定した社会福祉法人の会計基準及び運用指針に基づき、全国社会福祉施設経営者協議会が策定・公表した「社会福祉法人モデル経理規程」を参考にして策定さ

れたものであるが、今回の改正については、社会福祉法人制度改革に伴い、国で新たに制定した社会福祉法人会計基準に基づいて、全国社会福祉施設経営者協議会が策定した「社会福祉法人モデル経理規程」を参考にして、経理規程の見直しを行ったものである。

新基準の主な改正点は、①計算書類の電磁的記録の選択適用、②計算関係書類の機関決定プロセスの改正、③計算関係書類の監査制度の改正、④ 計算関係書類の公開制度の改正、⑤社会福祉充実残額の計算及び社会福祉充実計画の作成の新設などです。

(6) 評議員選任・解任委員会運営細則の制定

改正社会福祉法では、これまでのような評議員を理事会で選任することができなくなったことから、評議員の選任と解任する機関として、国で示した「評議員選任・解任委員会」を設置することとして、定款変更を行い、新定款第6条第1項及び第2項の規定により、評議員選任・解任委員会を設置し、新定款第6条第3項の規定に基づき評議員選任・解任委員会運営細則を制定したものである。

(7) 評議員選任・解任委員会の設置

変更後の定款第6条第1項及び第2項の規定により、評議員選任・解任委員会を設置した。

(8) 評議員選任・解任委員会の委員の選任

変更後の定款第6条及び評議員選任・解任委員会運営細則に基づいて、監事（現役員の監事）1名、事務局員（法人の職員）1名、外部委員1名の3名で構成する評議員選任・解任委員会委員を選任した。

委嘱期間は、選任後、平成32会計年度に係る定時評議員会の終結の時まで（平成33年5月～6月に開催される定時評議員会終結時まで）となります。

(9) 評議員選任・解任委員会の委員の報酬等に関する規程の制定

平成29年4月1日の改正社会福祉法施行により、全ての社会福祉法人において「役員報酬基準」の策定と公表が必要となり、役員報酬を支給しない法人についても「報酬支給なし」の旨を定めなくてはなりません。

評議員選任・解任委員会の委員の報酬については、改正法に特に定めはなく、変更後の定款にも規定していないが、厚生労働省から発出された「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&Aにお

いて、報酬の支払は可であり、不当に高額なものとならないようにすることとあります。

以上のことを踏まえて、評議員選任・解任委員会の委員の報酬等の支給の基準を定めるため、「評議員選任・解任委員会の委員の報酬等に関する規程」を制定したものである。

(10) 次期評議員の選任

変更後の定款第6条及び評議員選任・解任委員会運営細則第10条の規定に基づき、理事会が評議員選任・解任委員会へ「次期評議員候補者推薦書」により提案し、委員会の決議をもって決定した。

委嘱期間は、平成29年4月1日から平成32会計年度に係る定時評議員会の終結の時まで（平成33年5月～6月に開催される定時評議員会終結時まで）となります。

(11) 定款細則の制定

変更後の定款第41条の規定に基づき、定款の施行に関する事項を具体的に定める定款細則を制定した。

なお、これまでの定款細則（平成16年5月28日施行）については、全部を改正するものである。

(12) 青森県指導監査

平成29年1月18日にケアハウスいたや荘を対象に、その運営状況等について、県の指導監査が実施された。

監査の結果、次のとおり是正・改善を要する指摘事項があった。

運営管理面においては、次のような指摘事項があった。

大掃除を6か月以内ごとに、また、ねずみ、昆虫の防除を半年に一回以上実施していないとの指摘を受け、この件に関して、大掃除については、今年度8月と12月に実施しているが、3月にも計画して実施する。また、次年度からは、8月、12月、3月と事業計画に入れ、計画的に実施していく。ねずみ、昆虫の防除も同様、今年度は3月に行い、次年度からは大掃除の計画に入れ同時期に行っていくよう改善することとしている。

また、経理面では、2者以上から見積書を徴する基準が、経理規程細則等で定められていないとの指摘を受け、この件に関しては、県の指摘どおりに、経理規程細則を改定した。

なお、指導監査の結果については、平成29年3月開催の理事会及び評議員会において報告をした。

(13) 事務処理の適正化に係る内部検査点検の実施

各施設における事務処理が適正に行われているかどうか、また、法人本部のチェック機能を果たすため、平成27年度に引き続いて、平成28年7月に、各施設から関係書類の提出を求めて内部検査点検を実施した。

平成27年度の出張命令書、起案文書、契約関係書類及び有給休暇届兼取得簿を対象に検査点検をした結果、改善の方向に向かっている一方、未だ一部において、昨年度指摘事項と同様の不適正な事務処理が認められたことから、今後、事務処理のより一層の適正化を図るよう指導を行った。

(14) 事務施行の適正化に係る内部事務監査の実施

事務・文書管理規程第3条の規定に基づき、平成27年度に引き続いて、平成28年8月から10月にかけて不定期に施設を巡回し、事務の管理及び執行状況について監査を実施した。

平成28年度における事務の管理状況及び執行状況を対象に事務監査をした結果、平成27年度と比較し、各施設ともに改善の方向に向かっていることが認められたことから、これまでの検査点検指摘事項に留意し、事務執行のより一層の適正化を推進するよう指導を行った。